

令和5年度事業計画書(案)

本協会は、電波の公平且つ能率的利用により海上における災害を防止し、漁船の航海及び操業の安全を確保し、一般公共の利益を増進するために会員が共同して漁業用海岸局及びその他電気通信施設の設置及び運用並びにそれに附帯する事業を行い、漁業無線通信の継続的発展と水産業の振興に寄与することを目的とし令和5年度事業計画を次のとおりとする。

1. 一般の漁業無線通信及び電波法第52条による通信の外、次の通信事業を行う。
 - (1) 水産庁との契約に基づき、山陰海域並びに対馬東北海域等の情報を収集、提供業務。
 - (2) 山口県の委託に基づく漁業指導監督通信。(漁業指導監督用海岸局の取扱)
 - (3) 日本海ふぐ延縄船位置報告業務。
2. 安全操業及び救難通信並びに漁業通信その他各通信に万全を期し、次について実施する。
 - (1) データ通信放送の実施と機能周知を行い利用拡大を図る。
 - (2) 重要通信波 J 3 E 2 1 8 2 KHz・A 3 E 2 7 5 2 4 KHz を無休聴守する。
 - (3) 通常通信波による連絡の確保に努める。
 - (4) 気象放送の実施。
 - (5) 航路告示その他航行の安全に関する事項について周知放送を行う。
 - (6) GMDSS 対象船の定時連絡通信を行う。
 - (7) ナブテックスを活用し救難情報、その他の情報の迅速な入手・放送に努める。
 - (8) 千畳敷中継所の維持、管理に万全を期す。
 - (9) 当協会会員船舶局出漁海域に該当する要救助、航行警報等の情報の入手に努め放送する。
 - (10) 仙崎海上保安部、山口県の協力を得て海難防止情報を 27MHz 帯で放送する。
 - (11) ミサイル等発射情報及びこれに伴う加入船舶局の安全確認通報の取扱。
3. 会員の水揚げ増収に資するため、次の放送・事業を行う。
 - (1) 長崎・福岡・北九州・下関の延縄市況、下関の沖合底曳市況。
 - (2) 萩・長門地方卸売市場のイカ、萩地方卸売市場の甘鯛、ふぐ市況。
 - (3) 山口県水産研究センター発表の漁業関連情報。
 - (4) 漁場の環境保全及び漁業被害防止、軽減をはかるため、赤潮、油濁、流木に関する情報。
4. 漁業無線に関する必要事項の広報活動、及び広報紙を随時発行する。
5. 所属船舶局の登録点検の推進並びに指導について電気通信行政に協力する。
6. 再免許申請を要する船舶局について、会員に通知を行い有効期間満了による免許失効防止を図る。
7. 漁協の協力を得て特定船舶局の再免許申請を代行する。
8. 電波法違反の防止に努める。
9. 会費の完全徴収に努める。
10. 随時発生する業務について適切な処理に努める。
11. 山口県沿岸漁業無線団体連合会から委託された以下の事項を行う。

- (1) 山口県沿岸漁業無線団体連合会会員海岸局へ一般社団法人全国漁業無線協会が配信する要救助、航行警報等の情報および海上保安庁が配信するナブテックス、海の安全情報等で入手の要急情報、航行警報等の配信を行う。
- (2) 下関地方気象台発表の注意報、警報、竜巻注意情報、津波情報の配信を行う。
 13. 公益社団法人海上保安協会仙崎支部の事務局を担当する。
 14. 無線従事者の免許取得に協力し、養成講習会を開催する等支援を行う。
 15. 会員及び漁業無線団体相互の情報の交換に努める。
 16. その他前記項目に付帯する事業及び本協会の財務を補うための収益事業を行う。